# 1 変更理由等

○大学院 保健看護学研究科(博士課程)の設置認可申請を本計画に位置づけるため。

開設時期 平成24年4月(予定) 定員3名 修業年限3年

#### (設置の趣旨)

全国平均以上に少子高齢化が進行し、都市部と過疎地が混在する本県における「地域に密着した健康づくり」 には、保健看護職のみならず健康に関連する数多くの職種が、それぞれに資質の向上を図り、相互に連携して 保健・医療・福祉に取り組み、より良い保健医療サービスを提供する必要がある。

社会のニーズに応え、科学技術の進歩に対応した、より質の高い保健医療サービスを提供するためには、大学院における保健看護職をはじめとする関連専門職の人づくりが欠かせない。

そこで、保健・医療・福祉に貢献できる幅広い人材を育成するために、本学大学院保健看護学研究科修士課程に続き、同博士課程を設置し、本県における「保健看護学の教育研究」及び「高度実践者の育成」拠点としての役割を果たし、地域社会に貢献していく。

### (大学院 保健看護学研究科(博士課程)設置の必要性)

- (1)高度化する保健看護学の先端的学術研究を担う研究者の育成
- (2)高度な専門性を持った保健看護学教育者の育成
- (3)本学の教員組織を担う専任教員の育成
- (4)県全体の看護職者の質の向上への貢献

# (中期計画 追加分)

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

#### イ 大学院教育

<u>(イ) -4 保健看護学の教育研究拠点としての役割を果たすため、平成23年度中に保健看護学研究科博士課程(仮称)の設置認可申請を行う。</u>

#### (今後のスケジュール)

平成23年3月まで 文部科学省との事前協議 平成23年 5月 文部科学省への認可申請

平成23年10月 認可予定 平成24年 4月 開設予定

### 2 変更の内容

中期計画 教育に関する目標を達成するための措置 教育の成果に関する目標を達成するための措置「イ 大学院教育」に保健看護学研究科博士課程(仮称)の認可申請を行うことを追加する。